第二十二条の十九第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　投資法人の事業年度において第二項の規定により控除された同項第四号に定める金額がある場合における当該事業年度後の各事業年度において当該金額の計算の基礎となつた不動産に係る計算規則第二条第二項第二十八号に規定する買換特例圧縮積立金を取り崩したときは、当該取り崩した事業年度（金銭分配計算書に基づき同号に規定する買換特例圧縮積立金を取り崩した場合にあつては、当該金銭分配計算書の属する事業年度。以下この項において「取崩事業年度」という。）の配当可能利益の額は、第二項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した配当可能利益の額に、当該不動産に係る買換特例圧縮積立金個別控除額（当該取崩事業年度前の各事業年度において配当可能利益の額の計算上既にこの項の規定により加算された金額に相当する金額を除く。）に第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を加算するものとする。

一　当該取崩事業年度に係る計算規則第五十四条第三項の規定により同項の買換特例圧縮積立金の取崩しの額として表示された金額（次号において「目的取崩額」という。）及び当該取崩事業年度に係る金銭分配計算書に基づき計算規則第七十六条第二項の規定により取り崩した計算規則第十八条の二第一項第三号に定める金額のうち当該不動産に係る金額

二　当該取崩事業年度終了の日における計算規則第三十九条第五項ただし書の規定により同項ただし書の買換特例圧縮積立金として表示された金額（当該取崩事業年度に係る目的取崩額を含む。）のうち当該不動産に係る金額

第二十二条の十九第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七項」を「第九項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第四号に規定する控除限度割合とは、当該事業年度において譲渡をした不動産の当該譲渡に係る対価の額を合計した金額から当該不動産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該各不動産が適格合併により被合併法人から移転を受けた資産である場合には、当該被合併法人が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を合計した金額を控除した金額（当該金額が当該事業年度に係る同号に掲げる金額（以下この項において「買換特例圧縮積立金繰入額」という。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の当該事業年度に係る買換特例圧縮積立金繰入額に対する割合をいう。

第二十二条の二十三第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項又は第十六項の処分（第二十条第十五項又は第十六項」を「第十七項又は第十八項の処分（第二十条第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十八項及び第十九項第五号」を「第二十項及び第二十一項第五号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十九項において「分割等」」を「第二十一項において同じ。）の連結親法人」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第八項又は第九項の処分（第二十条第八項又は第九項」を「第十項又は第十一項の処分（第二十条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第十二項において同じ。）の連結親法人」を「第十四項において同じ。）の連結親法人」に、「第十二項において「分割等」を「第十四項において「分割等」に改め、同項第三号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項から第六項までを削り、同条第一項第一号中「算入される」の下に「同条第十二項第一号に規定する」を加え、同項第二号中「第二十七条の四第八項第四号」を「第二十七条の四第八項第五号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第六項第六号」を「第二十七条の四第八項第八号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第三十九条の三十九第十項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた試験研究費の額は、次の各号に掲げる試験研究の区分に応じ当該各号に定める金額で、当該金額を支出した連結事業年度の連結確定申告書等に当該各号の監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

一　施行令第三十九条の三十九第九項第一号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第九項第一号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査（専門的な知識及び経験を有する者が行う検査及び適正であることの証明をいう。以下この項において同じ。）を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

ロ　当該連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第十二項第一号に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額

二　施行令第三十九条の三十九第九項第二号に掲げる試験研究　次に掲げる金額の合計額

イ　当該他の者が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第九項第二号に規定する契約又は協定（ロにおいて「契約又は協定」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

ロ　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限るものとし、イに掲げる金額を除く。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該他の者の確認を受けた金額

三　施行令第三十九条の三十九第九項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用の額（当該大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るもので、かつ、所得税法第九条第一項第四号の規定に該当するものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置、工具並びに器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額について、当該連結親法人又はその連結子法人が負担したもの（施行令第三十九条の三十九第九項第四号に規定する契約又は協定において当該連結親法人又はその連結子法人が負担することとされているものに限る。）であることにつき、監査を受け、かつ、当該大学等の確認を受けた金額